



2022年8月12日

各位

会社名 株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 泰仁
(コード番号: 6548 東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員 岩田 静絵
コーポレート本部長
E-mail: ir@tabikobo.com

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日付の取締役会決議により、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115）（以下「LCAM」といいます。）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）である MAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といいます。）及び LCAO 及び MAP246 を個別に又は総称して、以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先として第三者割当により、株式会社旅工房第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）について決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、2022年6月10日付で公表した「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、2022年5月27日の取締役会決議により決議した第三者割当による EMA Financial, LLC（以下「EMA」といいます。）への新株予約権の発行について、EMA との間で契約締結など当該新株予約権の発行の実施に向けた作業を鋭意進めておりました。当社は、同日時点で EMA との間で合意された契約条件に従って当該公表を行っておりましたが、EMA が日本企業への投資経験がなかったことにより、当該新株予約権の発行の決定後であっても当該新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「新株予約権買取契約」といいます。）の締結日（2022年6月13日）までは契約条件の変更が特に制約なく可能であると誤解していたことから、当該新株予約権の割当日を数日後に控えた時点で、EMA より新株予約権買取契約の行使コミット条項における計算対象日の規定の内容について再協議の要請を受けました。これにより、当初の予定どおりに2022年6月13日に当該新株予約権の発行を実施することは困難な状況となったことから、2022年6月10日付の当社取締役会において当該発行を中止することを決議いたしました。当社といたしましては、EMA との間で再度契約条件の合意に至ることは困難であると判断したことから、新たに本新株予約権の割当先候補を検討し、割当予定先と協議を行ったところ、契約条件の合意に至ったため、本日付で改めて本新株予約権の発行を決定したものです。

記

1. 募集の概要

本新株予約権発行の概要

① 割 当 日	2022年8月29日
② 発行新株予約権数	60,000個
③ 発行価額	総額21,480,000円（新株予約権1個当たり358円）
④ 当該発行による潜在株式数	6,000,000株（新株予約権1個につき100株）
⑤ 資金調達の額	総額4,110,080,000円（注）

⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は683.1円とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、2022年8月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。</p> <p>但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額（以下「修正後行使価額」といいます。）が下限行使価額である341.6円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
⑦ 行使請求期間	2022年8月30日～2024年8月29日
⑧ 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>LCAO 48,000個 MAP246 12,000個</p>
⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権に係る引受契約（以下「新株予約権引受契約」といいます。）において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められます。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2022年8月29日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑩ その他	<p>当社は、2022年8月29日付で、割当予定先との間で割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件に本新株予約権を引き受ける旨の新株予約権引受契約を締結いたします。</p> <p>新株予約権引受契約において、以下の内容が定められます。</p>

	<p>※本新株予約権の取得請求権</p> <p>当社株式について、①公開買付者が当社の役員である公開買付け（公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）が開始された場合、②上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為（以下に定義します。）が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイズアウト事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます（当該通知を送付した日を、本項目において「取得請求日」といいます。）。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たり、当該取得請求日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日において終値がない場合には、それに先立つ直近の取引日であって終値のある日における終値）から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。当該取得請求における取得価額を上記のとおり設定したのは、上記①乃至⑥の事由が発生した場合、割当予定先の合理的な支配が及ばない事由により当初予定していた本新株予約権の行使が困難となる蓋然性が高まることから、そのような場合に割当予定先の利益を一定程度保護することを目的としたものです。とりわけ本新株予約権の発行においては、下記のとおり行使コミットを設定しており、割当予定先は原則として行使コミット期間内に本新株予約権の全部を行使することを想定した上で、本新株予約権の引受について合意に至ったものであることから、当該事情を考慮し、上記①乃至⑥の事由が発生した場合には、割当予定先の利益を一定程度保護するため、残存する本新株予約権を行使したならば得られたであろう利益を、当該取得請求がなされた時点での当社株価及び行使価額に基づき算定することとし、本新株予約権1個当たりの払込価額と比較していずれか高い金額にて当該取得請求ができることといたしました。なお、当該取得請求日の直前取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合には、当該終値から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額よりも本新株予約権1個当たりの払込金額の方が高くなるため、当該取得請求における取得価額は本新株予約権1個当たりの払込金額となります。</p> <p>「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東証の有価証券上</p>
--	--

	<p>場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。</p> <p>本項目における「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「支配権変動事由」とは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50% 超となった場合をいいます。</p> <p>「スクイーズアウト事由」とは、(i) 当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii) 当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は (iii) 上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。</p> <p>※本新株予約権の買戻</p> <p>当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとします。割当予定先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程その他の法令、関係規則等に従い、かかる記録のために割当予定先がとるべき手続を行います。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該条項に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。</p> <p>※行使コミット</p> <p>割当予定先は、2022 年 8 月 30 日以降、262 計算対象日（以下に定義します。）の期間（以下「行使コミット期間」といいます。）内に、保有する本新株予約権の全てを行使するものとします。なお、各新株予約権の行使は制限超過行使に反しない限度で行われるものとし、行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得</p>
--	---

	<p>日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下の①に該当する取引日が合計で 20 取引日以上となった場合には、割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます（但し、割当予定先は、当該条項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に反しない限度で、自らの判断により残存する本新株予約権を行使することができます）。</p> <p>「計算対象日」とは、①東証における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、②当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の 90%以下となった場合、③当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合、④災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。</p> <p>※譲渡制限 割当予定先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。</p> <p>※優先的交渉権 当社は、払込期日から 2024 年 8 月 29 日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称します。）を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化しており、企業活動や個人消費、雇用情勢の先行き見通しの不透明な状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や海外経済の

改善や外務省による水際措置の見直し等海外渡航に関して明るい兆しが見え始めております。

このような情勢のもと、当社グループでは、2022年3月期連結会計年度において、個人旅行事業におきまして、国内ツアーの企画・販売の強化を目的に販売システムの開発を進め、国内旅行需要の獲得に向けた取組みを推進してきました。法人旅行事業におきましても、国内の MICE（MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。）案件、音楽関連イベント等を中心に営業活動を行い、売上高の確保に努めてまいりました。

また、従業員の休業対応や出向、市場の状況に合わせた広告費の圧縮や開発外注費の精査等による費用削減にも努めてまいりましたが、旅行業界を取り巻く環境は依然厳しく、2022年3月期連結会計年度における連結業績は、売上高は1,037,201千円（前年同期比12.9%増）、営業損失は1,456,999千円（前年同期の営業損失は2,120,411千円）、経常損失は1,337,288千円（前年同期の経常損失は1,463,649千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,969,922千円（前年同期の親会社株主に帰属する当期純損失は1,808,806千円）となりました。2022年3月期連結会計年度末における純資産は△1,020,772千円と、前連結会計年度末比1,128,844千円減少し、その結果2022年3月期連結会計年度末には多額の債務超過に陥ることとなりました。また、2022年3月期連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが、907,073千円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが、186,747千円の支出となっており、財務活動によるキャッシュ・フローが、444,307千円の収入となっております。なお、財務活動によるキャッシュ・フローのうち、主なものは短期借入金の増減額△400,000千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入812,580千円となっており、新株予約権の行使による株式の発行による収入のうち主なものは2020年12月23日に発行決議を行った第2回新株予約権の行使によるものとなっております。なお、第2回新株予約権は2021年9月27日までに全量行使されております。調達した資金の総額は1,180,890千円となっており、2022年3月期連結会計期間末における資金使途への充当状況は、システム開発のための投資資金として、188百万円、財務健全化に向けた借入金の返済資金として、500百万円となっております。なお、調達した資金のうち未充当の残額492百万円については、当初の予定どおり、システム開発資金に今後充当する予定です。しかしながら、前記のとおり、2022年3月期連結会計年度末における純資産は△1,020,772千円と多額の債務超過に陥っており、また、同期の連結財務諸表においては継続企業の前提に関する注記事項を記載しております。これらの状況を改善するため、新たな資金調達等による財務状態の改善が当社グループの喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、上記のとおり多額の債務超過になる等厳しい財務状態にあります。海外旅行商品の販売を積極的に推進していくためには、現時点で当社の財務基盤を整えることにより当社グループの事業運営を安定させると共に、当社グループの今後の事業展開に向けて将来における借入れ余力を確保することが重要となります。かかる観点からは、早急に資本の拡充及び有利子負債の圧縮による自己資本比率の改善を行う必要があり、そのための資金を確保する必要があると判断しております。以上の点に鑑み、割当予定先と交渉を重ねたところ、割当予定先から、本新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当社において当該提案を検討した結果、資金調達の条件面と資金の入手時期のバランスの観点から、当社グループの置かれている状況に鑑みると当該提案に即した形で資金調達を実行するのが当社グループ及び株主の皆様の利益に適うと判断し、本新株予約権による資金調達を実行することといたしました。

なお、冒頭記載のとおり、当社は2022年5月27日の取締役会決議により決議した第三者割当によるEMAへの新株予約権の発行について、2022年6月10日付の当社取締役会において中止することを決議しております。当社は、当該第三者割当に係る契約交渉等の過程において、主としてEMAの運用指図人であるEMA Group, LLCに対し投資の支援を行っているPrecision Global Capital Managementの国内担当者を通じて、EMAとのやり取りを行ってまいりました。当社としては2022年5月27日の時点でEMAとの間で合意した契約条件に従って当該新株予約権の発行を決定したものの、EMAとの間で契約締結など当該新株

予約権の発行の実施に向けた作業を鋭意進める中で、EMA が日本企業への投資経験がなかったことにより、当該新株予約権の発行の決定後であっても新株予約権買取契約の締結日（2022年6月13日）までは契約条件の変更が特に制約なく可能であると誤解していたことから、当該新株予約権の割当日を数日後に控えた時点で、上記 Precision Global Capital Management の担当者を通じて、EMA より新株予約権買取契約の行使コミット条項における計算対象日の規定の内容について再協議の要請を受けたため、当初の予定どおりに2022年6月13日に当該新株予約権の発行を実施することは困難な状況となったことによるものです。当社といたしましては、EMA との間で再度契約条件を含めた合意に至ることは困難であると判断したことから、新たに本新株予約権の割当先候補を検討し、割当予定先と協議を行ったところ、契約条件の合意に至ったため、改めて本新株予約権の発行を決定いたしました。上記のような経緯を踏まえ、当社は、割当予定先が日本企業への投資経験・実績を有すること（国内上場企業の第三者割当増資の引受実績として、株式会社エイチ・アイ・エス（証券コード9603）の新株式及び第4回新株予約権（2020年10月19日発行）、株式会社フジオフードグループ本社（証券コード2752）の自己株式及び第13回新株予約権（2021年6月7日処分・発行）、株式会社プロルート丸光（証券コード8256）の2021年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権（2021年12月27日発行））、また、本新株予約権に係る契約条件について割当予定先が本日以後に再協議の要請を行わないことを、割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏とのミーティングにおいて確認しており、同様の事象が生じないよう対処しております。

なお、当社グローバル・アライアンス部門において、当社が法人顧客から提案され販売した受注型企画旅行商品（以下「本件旅行商品」といいます。）に関連して、Go To トラベル事業のルールに適合しない取引が存在したという疑いが生じたことから、当社は2022年2月4日付で調査委員会を設置し、同年3月2日に調査委員会から調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書においては、当社が自ら本件旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与した事実は発見されておきませんが、本件旅行商品に関して、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いという事実が認められ、当社が本件旅行商品を GoTo 給付金の対象として旅行代金割引をして販売した結果として、旅行代金割引額相当額の損失を受ける可能性が高い点が指摘されており、当社は2022年3月17日に公表させていただいた2021年3月期訂正有価証券報告書においてかかる取引を訂正し、今後受ける可能性の高い損失を決算数値に取り込んでおります。本事象が発生した原因としては、①給付要件に対する理解が不十分であったこと、②顧客の与信管理が不十分であったこと、③リスクの識別の不備、④社内規程・社内プロセスが徹底されていなかったこと、⑤当社役職員の給付要件に対する理解が不十分であったことが調査報告書で挙げられています。これを受けて、当社は、社内規程・様式の見直し、教育活動及び意識改革といった再発防止策を同年3月16日に公表すると共に、関係役員の処分及び役員報酬の自主返上が行われております。当社としては、今回の件を厳粛に受け止めると共に、二度とこのような不祥事を起こさぬよう、再発防止に全社を挙げて取り組み、一日も早い信頼の回復に努めてまいります。

（2）本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、上記「（1）本第三者割当の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりましたところ、割当予定先から本第三者割当の提案を受けました。

当社は、本新株予約権の行使により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行から行使期間満了日まで一定期間設定することにより、行使タイミングの時間分散効果が期待できることから、急速な希薄化を生じさせることなく株主に配慮した形で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「（本第三者割当の特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本第三者割当の特徴)

[メリット]

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ② 上記「1. 募集の概要 ⑩ その他 ※行使コミット」に記載のとおり、新株予約権引受契約において本新株予約権の行使に係るコミット条項が設けられており、本新株予約権（対象となる普通株式数6,000,000株）は、原則として本新株予約権の行使期限に先立つ2023年9月21日までに全て行使され、発行から短期間で高い蓋然性を伴った資金調達を実現でき、早期の債務返済、引いては早期の債務超過の解消に資するものと考えております。
- ③ 本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇し、社債や借入金等による資金調達余力が向上します。

[デメリット]

- ① 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価が前取引日の当社普通株式の終値を一定以上下回って推移した場合、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③ 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が進まない可能性があります。
- ④ 本新株予約権の行使価額は、新株予約権修正日が到来する都度、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることであります。
- ⑤ 第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資により当社が必要とする資金額を前提に一度に新株式を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である各既存投資家が払込みに応じるかを個別に判断を行うことから、当社が必要とする資金額を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型

ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金額の調達を実現できるかどうかの不透明であると考えられます。また、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

- ⑤ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下するため、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
4,120,080,000	10,000,000	4,110,080,000

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
2. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 21,480,000 円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,098,600,000 円を合算した金額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定費用、割当予定先の調査費用その他事務費用（有価証券届出書作成費用等）等の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社会保険延納分の納付資金	390	2022年8月～2023年1月
② 財務健全化に向けた借入金の返済資金	3,720	2023年1月～2023年9月
合計	4,110	

- (注) 1. 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。
2. 現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、調達額に応じて財務健全化に向けた借入金の返済資金を減少させることといたします。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、財務健全化に向けた借入金の返済資金に充当する予定であります。

資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 社会保険延納分の納付資金

当社は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が本格化した 2020 年より社会保険料の納付の延納をさせていただいており、2022 年 7 月末時点で約 390 百万円の未納残高がございます。本第三者割当による調達する資金のうち 390 百万円を、2022 年 8 月～2023 年 1 月にかけて、当該延納分の社会保険料の納付に充当いたします。

② 財務健全化に向けた借入金の返済資金

当社は 2022 年 3 月期連結会計年度末には債務超過に陥っており、財務状態の改善が当社グループの喫緊の課題となっております。なお、2022 年 4 月 30 日現在の有利子負債の残高は、38 億円であり、一部の有利子負債に関して、金融機関との間の金銭消費貸借契約で定められる財務制限条項に抵触してはいるものの、金融機関とは継続して協議を行っており、現時点では金融機関から即時の返済を求められてはおりません。加えて、当社グループは今後海外旅行商品の販売への資源の集中等の収益性の改善のための施策を実施することを考えており、現時点で当社の財務基盤を整えることにより当社グループの事業運営を安定させることが重要となります。以上に加えて、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当の目的」記載のような資金繰りの状況を踏まえ、当社グループは各銀行との間で運転資金を使途として継続的に借入金の借換を実施しておりますが、今後の借換の際の（担保の要否や期間等の）条件に係る各銀行との交渉を有利に進めると共に、当社グループの今後の事業展開に向けて将来における借り入れ余力を確保する観点から、早急に資本の拡充及び有利子負債の圧縮による自己資本比率の改善を行う必要があることから、本第三者割当による調達する資金のうち 3,720 百万円を、2023 年 1 月～2023 年 9 月にかけて、借入金の返済に充当いたします。

なお、2022 年 5 月 27 日付で公表した「第三者割当による第 3 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」に記載していた充当時期から変更となったのは① 社会保険延納分の納付資金に関する納付の督促を受けたことによるものです。

なお、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が予定した金額を超過する又は下回る場合があります。そのため、支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合がありますが、変更が生じた場合には適時開示にてご報告いたします。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができない場合、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ新たな増資等の資本政策による資金調達を含めた追加の資金調達を検討する予定であります。

また、調達資金を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の財務基盤の安定化に資するものであることから、本第三者割当による本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒

崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2022年8月10日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（759円）、配当額（0円）、無リスク利率（-0.1%）、当社株式の株価変動性（64%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（新株予約権1個当たり357円から359円）を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を358円としています。また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正され、当初の行使価額については2022年8月10日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額、下限行使価額についてはその50%に相当する金額に設定されております。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、監査役3名（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的となる株式数は6,000,000株であり、同株式に係る議決権の数は60,000個です。本新株予約権には、上記「1. 募集の概要 ⑩ その他 ※行使コミット」に記載のとおり、行使に係るコミット条項が設けられており、株価が大幅に低迷する等の事情がない限り、原則として2023年9月21日までに本新株予約権は全て行使される予定です。全ての本新株予約権が行使された場合には、2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数5,944,300株に対する比率は100.94%、同日現在の当社の議決権総数59,168個に対する比率は101.41%となり、相応の希薄化が生じます。当社は、「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当の目的」及び「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」において記載したとおり、2022年3月期連結会計年度末における純資産は△1,020,772千円と多額の債務超過に陥っており、2022年4月30日時点での有利子負債の残高は約38億円となっております。当社は、本第三者割当に伴う希薄化率について検討し、本新株予約権の目的となる株式数を減らすことも検討しました。しかし、本新株予約権の目的となる株式数を減らし、さらに、株価が低迷して下限行使価額又はその近辺の行使価格で行使がなされるなどして調達金額が当初想定を大きく下回った場合、当該調達資金のみでは当社の債務超過を解消し、有利子負債の圧縮を図るには十分でなく、依然としてデフォルトリスクが解消されない可能性が高いと考えられることから、当社の現状の財務状態に鑑みれば、本新株予約権の目的となる株式数については6,000,000株とすることが必要かつ適切であると判断し、本第三者割当を行うことを決定いたしました。

また、本新株予約権は、上記「1. 募集の概要 ⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容」に記載のとおり、制限超過行使に反しない限度で、具体的には、暦月あたり当該行使により取得することとなる株式数が2022年8月29日における当社上場株式数の10%を超えないように行われます。当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は85,464株であり、本新株予約権を行使可能期間にお

いて円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる6,000,000株を、割当予定先のコミット期間である約13か月間（262取引日）で行使売却するとした場合の1取引日当たりの株数は22,900株（直近6か月平均出来高の26.79%）であるため株価に一定の影響が生じる可能性のある水準と考えております。しかしながら、当社としては、このような希薄化や株価への一定の影響が生じたとしても、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の財務基盤の安定化に資するものであります。さらに、当社は、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、本第三者割当が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本第三者割当に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LCA0】 (注1)

①	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
②	所 在 地	P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資	
⑤	組 成 日	2013年3月11日	
⑥	出 資 の 総 額	約192百万米ドル (2022年6月30日時点)	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
⑧	業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
		所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
		代表者の役職・氏名	ディレクター: James Tu
		事 業 内 容	投資
		資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨	国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません
		所 在 地	該当事項はありません
		代表者の役職・氏名	該当事項はありません
		事 業 内 容	該当事項はありません
		資 本 金	該当事項はありません
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と該当ファンドとの間の関係	該当事項はありません
		当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

【MAP246】 (注1)

①	名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	
②	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)	
④	組 成 目 的	投資	
⑤	組 成 日	2019年8月11日	
⑥	出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)	
⑧	業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
		所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR

	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事業内容	投資
	資本金	8,427,100 香港ドル
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

- (注) 1. 当社は、①割当予定先及び LCAM、②割当予定先の出資者及びディレクター、並びに③LCAM の出資者及びディレクター（以下「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂2-8-11、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。
2. 割当予定先である MAP246 については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) であることから、調査対象を LMA SPC (所在地：Walkers Corporate Limited, 27 Hospital Road, George Town, KY, KY1-9008、代表者：Jon Scott Perkins (Director)、Robert Swan (Director)) としております。MAP246 の出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がストームハーバー証券株式会社（住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史）（以下「ストームハーバー証券」といいます。）を通じて、LCAO 及び MAP246 と一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (香港 SFC 登録番号：BMW115)（以下「LCAM」といいます。）の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

資金及び資本調達が喫緊の経営課題として、資金及び資本調達方法の検討を行ってまいりました。各資金及び資本調達方法について比較検討している中で、2022年2月頃より複数の証券会社及び機関投資家と議論を行い、検討を進めた結果、当社は、EMA Group, LLC が運用指図人を務める EMA への新株予約権の第三者割当を行うことを決定し、2022年5月27日の当社取締役会決議において、当該新株予約権の発行を決議いたしました。

その後、当社は、EMA への当該新株予約権の発行について、EMA との間で契約締結など当該新株予約権の発行の実施に向けた作業を鋭意進めておりましたが、2022年6月10日付で公表した「第三者割当によ

る第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、EMA が日本企業への投資経験がなかったことにより、当該新株予約権の発行の決定後であっても当該新株予約権に係る新株予約権買取契約の締結日（2022年6月13日）までは契約条件の変更が特に制約なく可能であると誤解しており、当該新株予約権の割当日を数日後に控えた時点で、EMA より新株予約権買取契約の行使コミット条項における計算対象日の規定の内容について再協議の要請を受けたため、当初の予定どおりに2022年6月13日に当該新株予約権の発行を実施することが困難な状況となったことから、当社は、2022年6月10日付の当社取締役会決議において当該発行を中止することを決議いたしました。

当社といたしましては、EMA との間で再度契約条件の合意に至ることは困難であると判断したことから、新たに本新株予約権の割当先候補を検討することとし、当初予定していた上記新株予約権発行に代わる資金調達方法を速やかに検討する必要があったため、2022年6月下旬頃、以前より当社の資金調達に関して情報提供等を行っていたストームハーバー証券に当社の経営環境及び資金需要等を伝えたところ、LCAM の紹介を受け、当社は、ストームハーバー証券及びLCAM から、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているLCAO 及びMAP246 に対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。当社は、ストームハーバー証券を通じて受領した資料を検討し、LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAM は、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCAO 及びMAP246 は、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることを確認いたしました。当社は、以上の内容に基づき、本新株予約権発行の提案について検討を進めた結果、資金調達スキームが当社の資金調達ニーズを満たすものであったこと、LCAM のこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているLCAO 及びMAP246 を本新株予約権の第三者割当の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるLCAO 及びMAP246 との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されているLCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAM との協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。したがって、割当予定先が当社株式を長期間保有する意図及び過半数を保有する意図はなく、当社の支配株主になることはありません。また、当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAM との協議において、割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまで保有する方針であることを口頭で確認しております。本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておきませんが、新株予約権引受契約において、割当予定先は、当社の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定めます。当社が事前に本新株予約権の譲渡承認を行う場合、上記「（1）割当予定先の概要」の注記及び後記「（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載の手續と同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。上記の手續を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する

ことを承認した場合、直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手続について適時開示を行います。なお、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

また、新株予約権引受契約には以下の内容が含まれます。

- ア. 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項ないし第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る制限超過行使を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2021 年 12 月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2022 年 6 月 30 日現在における残高証明書を確認しております。当社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 LCAO の保有財産に重大な変更がないことを確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち MAP246 について、2021 年 12 月期の Grant Thornton による監査済み財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2022 年 6 月 30 日現在における残高証明書を確認しております。当社は、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 MAP246 の保有財産に重大な変更がないことを確認いたしました。

したがって、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び行使に要する資金は十分であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を予定しているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、この点からも、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、大株主である高山泰仁氏は、その保有する当社普通株式の一部について各割当予定先への貸株を行う予定です（LCAO との貸株契約 契約期間：2022 年 8 月 12 日～2024 年 8 月 29 日、貸借株数：590,000 株、貸借料：無償、担保：無し、MAP246 との貸株契約 契約期間：2022 年 8 月 12 日～2024 年 8 月 29 日、貸借株数：410,000 株、貸借料：無償、担保：無し）。なお、高山氏と割当予定先の協議により、上記に加え、追加の貸株を行う可能性があります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年3月31日現在）	
高山 泰仁	42.87%
株式会社アドベンチャー	8.03%
坂井 直樹	2.94%
野口 孝寿	2.16%
CBS/IICS CLIENTS(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1.01%
戸田 輝	0.89%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)(常任代理人クレディ・スイス証券株式会社)	0.75%
葛野 悦子	0.69%
前澤 弘基	0.69%
船渡川 崇	0.69%

(注) 1 募集前の持株比率は、2022年3月31日現在における発行済株式総数を基準として算出しております。

- 2 割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。なお、当社は業績予想を公表しておりません。

また、調達資金の使途に従い債務を返済することによる支払利息の圧縮や、本第三者割当に係る発行諸費用の支払により業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の目的となる株式数は6,000,000株であり、同株式に係る議決権の数は60,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数5,944,300株に対する比率は100.94%、同日現在の当社の議決権総数59,168個に対する比率は101.41%に相当し、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による意思確認のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、本日付の取締役会決議に先立ち、江黒公認会計士事務所の公認会計士江黒崇史氏、当社社外監査役川合弘毅氏（独立役員）及びホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業の弁護士加本亘氏の計3名で構成された第三者委員会に、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項（本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行い、2022年8月12日付で以下のとおりの意見を得ております。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

第三者委員会は、本件第三者割当について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考えます。

2 理由

(1) 必要性

発行会社の説明によれば、発行会社は債務超過の状況に陥っており、そのような厳しい財務状況から抜け出すために、有利子負債を圧縮し、かつ早期の黒字化に向けて採算性を向上させることが緊急の課題とのことです。そして有利子負債については、預金担保にかかる約 37.2 億円を返済することが必要と考えており、また社会保険延納分の納付のために 3.9 億円が必要であって、そのための資金を調達する必要があるとのことです。以上の発行会社の説明について、第三者委員会としては、特に不合理な点を見出しておらず、資金調達の必要性が認められると料します。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

発行会社において、他の資金調達手段として、①公募増資、②株主割当増資、③転換社債型新株予約権付社債、④新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）、⑤社債・借入が検討されたとのことです。①公募増資については、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあり、かつ一般投資家の参加率が不透明であって十分な額の資金を調達できるか不透明であるので妥当でないと判断したとのことです。②株主割当増資についても、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり十分な額の資金調達が可能かが不透明であり、今回の資金調達手段として適切ではないと判断したとのことです。③転換社債型新株予約権付社債は、発行後に転換が進まない場合には発行会社の負債額が増加し、当社の借入余力に悪影響を及ぼし、さらに将来の償還のための資金を確保できるかが不透明であるので妥当でないと判断したとのことです。④新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）のうち、コミットメント型については実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があり、他方ノンコミットメント型については、割当先である既存投資家の参加率が不透明であって十分な額の資金調達を実現できるかどうか不明であるので妥当でないと考えたとのことです。⑤社債及び借入は、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下することから発行会社の選択肢になりえないとのことです。

発行会社は、上記のとおり他の資金調達手段を検討し、比較した結果、本件第三者割当が最も妥当であると考えたとのことです。第三者委員会としては、特に不合理な点を見出しておらず、相当性が認められると考えます。

(イ) 割当先について

第三者委員会は、割当先の相当性について検討するため、株式会社セキュリティ&リサーチが作成した調査報告書（2022年7月25日付）を検討しました。その結果、第三者委員会は、割当先、その役員、及びその関係会社についてそれぞれ特に深刻な問題が認められないことを確認し、割当先の相当性について認められると考えます。更に割当先の資金力の十分性について、残高証明書の提出を受け、確認しました。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件第三者割当の発行価格の相当性を検討するため、新株予約権については、株式会社赤坂国際会計の作成にかかる評価報告書を検討し、同社の会計士に対する質疑応答を行いました。その結果、新株予約権の評価額を算定する過程において特に問題がなかったことから、当該評価額が相当である以上、当該評価額の範囲内にある発行価額も相当であると考えます。さらに発行価格以外の発行条件については、割当先との契約交渉において上記の法律事務所が発行会社の代理人として十分に関与していることを確認し、その交渉にかかる契約書ドラフトの内容を検討し特に問題を見出しておりません。

以上から発行条件の相当性は認められるものと考えます。

(エ) 希薄化について

発行会社の既存株主が本件第三者割当の結果として持株比率の希薄化という不利益を被ることについて、発行会社に対して、当該不利益を上回るメリットがあるのか否かについて説明を求めました。これに対する発行会社の説明は、確かに本件第三者割当による希薄化が甚大であって市場に与える影響は大きいものの、発行会社の現在の財務状況が債務超過であって、本件第三者割当を行わなければ債務超過が解消しないことは明白であり倒産のリスクが高まるということであるから、本件第三者割当は株主にとって希薄化という不利益を上回る利益があるとのことでした。そしてこの説明について発行会社が提供した資料に基づけば不合理な内容とは思えません。この点、発行会社の既存株主の利益の観点からすれば、発行会社の倒産を避けることは最も重要なことであり、持ち株比率の希薄化という不利益を上回ることは明白と考えます。

したがって、この点においても本件第三者割当の相当性は認められると考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、本日付の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	33,355,387	918,950	1,037,201
営業利益又は営業損失（△）	138,709	△2,120,411	△1,456,999
経常利益又は経常損失（△）	138,061	△1,463,649	△1,338,417
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	88,340	△1,808,806	△1,971,051
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	18.70	△375.65	△347.87
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	321.67	19.02	△177.71

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年7月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,964,900株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	88,800株	1.49%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	2,360円	914円	1,104円
高値	2,482円	1,817円	1,580円
安値	590円	729円	523円
終値	865円	1,107円	722円

② 最近6か月間の状況

	2022年3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	830円	717円	714円	850円	743円	720円
高値	885円	805円	918円	910円	744円	769円
安値	523円	701円	631円	748円	655円	715円
終値	722円	725円	852円	751円	720円	759円

(注) 1 2022年4月1日までの各株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2 2022年8月の株価については、2022年8月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2022年8月10日
始 値	765 円
高 値	765 円
安 値	749 円
終 値	759 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行

割 当 日	2021年1月8日
発行新株予約権数	11,500 個
発行価額	2,829,000 円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,087,629,000 円
割 当 先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
募集時における 発行済株式数	4,777,300 株
当該募集による 潜在株式数	1,150,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：1,150,000 株 (残新株予約権数 0 個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,180,890,000 円
発行時における 当初の資金用途	① システム開発のための投資資金 587 百万円：2021年4月～2024年3月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 500 百万円：2021年6月
現時点における 充 当 状 況	① システム開発のための投資資金 207 百万円：2021年4月～2022年6月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 500 百万円：2021年6月

11. 発行要項

本新株予約権の発行要項は、別紙1に記載しております。

以 上

株式会社旅工房

第3回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社旅工房第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 21,480,000 円

3. 申 込 期 日

2022年8月29日

4. 割当日及び払込期日

2022年8月29日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	48,000 個
MAP246 Segregated Portfolio	12,000 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

60,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金 358 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 21,480,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初683.1円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

2022年8月30日以降、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が341.6円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付され

たものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年8月30日から2024年8月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

15. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、配当額、無リスク利子率、当社株式の株価変動性及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金358円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 西池袋支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役会長兼社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上